

さいたま市島町西部土地区画整理事業

まちづくりだより == 自慢のふるさとづくりに向けて ==

発行 さいたま市島町西部土地区画整理組合 理事長 枝久保 達夫
住所 さいたま市見沼区島町460番地1
連絡先 TEL 048(688)8850 FAX 048(681)5011

新年のご挨拶

新年明けましておめでとうございます。
組合員の皆様におかれましては、日頃から本事業に対する深いご理解ご協力を賜りますことに厚く御礼申し上げます。

昨年は、地区内各所において12m道路をはじめとする道路築造工事に着工し、少しずつではありますが、形が目に見えるようになってまいりました。

また、本年は引き続き道路築造工事を進めるとともに、事業地区周辺に降った雨水を一時的に貯留し、関係河川流域の洪水を抑制するための施設である雨水流出抑制施設の着工を予定しております。

皆様には、引き続きご不便をおかけいたしますが、今後ともご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、ご健勝とご多幸をお祈りし、新年のご挨拶とさせていただきます。

なお、新年は1月6日から平常業務の開始とさせていただきます。

平成26年 元旦

さいたま市島町西部土地区画整理組合
理事長 枝久保 達夫
理事 大熊 義一 高橋 敏
細井 昌美 山崎 清隆
山崎 貞孝 山田 千代子
監事 山田 利男
吉田 敏雄



平成25年の主な活動及び平成26年の予定

【昨年の活動】平成25年

- 1月：まちづくりだより第7号発行
- 3月：第7回総代会（H25年度予算等）
- 7月：第8回総代会（H24年度決算等）
- 8月：道路築造工事の発注（計14路線）
- 9月：まちづくりだより第8号発行

【今後の予定】平成26年

- 3月：第9回総代会（H26年度予算等）
- 4月：雨水流出抑制施設工事の着手
- 7月：第10回総代会（H25年度決算等）
- 8月：道路築造工事の発注
- 9月：まちづくりだより第10号発行

個人情報保護への取り組みをご理解ください

土地区画整理事業地区内においては、法務局に登録されている土地形状や面積と仮換地が、必ずしも同一とならないことがあります。

よって、土地の売買や家屋の新築等には、組合の発行する「仮換地証明書」「底地証明書」等の書類が必要になる場合があります。

これらの発行には、本人又は代理の申請にて

対応いたしますが、個人情報の取扱いとなりますので、いずれの場合にも「証明する土地所有者の本人確認又は委任状」が必要となる旨、ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、委任状については、事務局よりご本人へ内容等について確認させていただく場合がございますので、あわせてご承知おきください。

通行にご注意ください

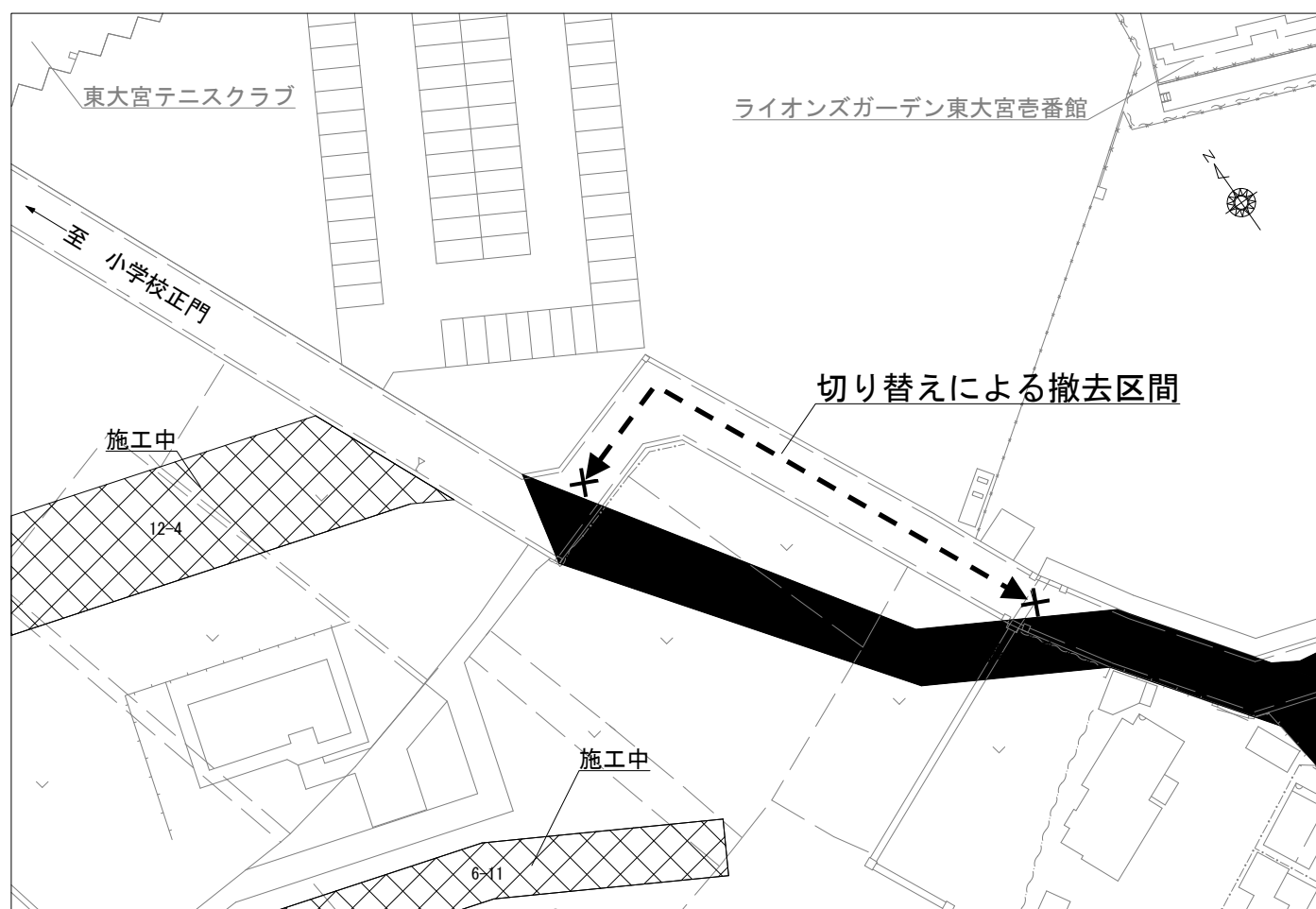
当組合では、前号でお知らせいたしました箇所について、本年3月を工期として区画道路の築造工事を施工しており、引き続き一部の既存道路においては、通行止め又は迂回が生じることとなります。

特に、島小学校の南側でライオンズガーデン東大宮壱番館西側の下図の点線矢印「切り替えによる撤去区間」において、現況道路の一部撤去を行いますので、灰色着色となっている「一部砕石舗装箇所」を通行していただくこととなります。

当該箇所は、当分のあいだアスファルト舗装ではなく、部分的に砕石舗装となりますので、通行の際には十分ご注意ください。よろしくお願いいたします。

なお、当該箇所は島小学校の通学路にもなっていますので、小学校と十分な協議、調整を行いながら、工事の施工を進めてまいります。

今後とも、ご不便をおかけしますが、警備員や安全対策用品を適切に配置し、安全確保に努めながら施工いたしますので、引き続きご理解ご協力くださいますようお願いいたします。



～事務局より～

新年あけましておめでとうございます。

当組合では、土地の売買等によって所有権の移転等が生じた場合や、住所氏名の変更が生じた場合には、届出をお願いしております。届出には組合事務所備付けの各種届出書と、必要に応じて土地登記簿謄本等が必要となります。土地登記簿記載事項に何らかの変更があった場合には、まず組合事務所までお問い合わせください。(Tel048-688-8850)